

(教育・保育給付認定申請・施設等利用給付認定申請用)

⑥

## 求職活動状況報告書

提出日 令和 年 月 日

(あて先)松江市長

私が求職活動(起業の準備を含む。)を行っている状況について、下記のとおり報告するとともに、必要に応じて、市が求職活動の相手方等に対し実態調査を行うことに同意します。また、誓約事項を遵守することを誓約します。

※求職活動による教育・保育給付認定期間は3か月間です。

## ○求職活動を理由に保育所等に入所する場合の誓約事項

保育所等に入所後、2か月以内に雇用証明書又は就労状況申告書を提出できなかった場合は、教育・保育給付認定期間の満了をもって退所します。

## ○保育所等を利用中に離職等した場合の誓約事項

離職(予定)日(令和 年 月 日)

離職月の末日から2か月以内(令和 年 月 日まで)に雇用証明書又は就労状況申告書を提出できなかった場合は、教育・保育給付認定期間の満了をもって退所します。

※離職(予定)日が記入されていないものは無効です。離職日の分かるものを添付してください。

報告者 住 所  
(求職者) 氏 名 ⑩  
生年月日 昭和 年 月 日  
平成

※自署の場合は押印不要です。

児 童 氏 名			
生 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日	平成 令和 年 月 日
入所(申込)施設名			

## 記

## 1 活動内容 該当するものに○をしてください。(ア・イ・ウを選択した場合は裏面の実績を記入)

ア 求人企業に応募し、面接や採用試験を受けている。

イ ハローワークで求職相談をしている。

ウ インターネット・チラシ・求人情報誌等を見て探している。

エ 何もしていない(入所後または離職後、求職活動開始する予定)

オ 起業の準備をしている。※ 起業の準備をしていることが分かる書類の写しを添付

カ その他( )

## 2 求職活動実績(1活動内容でア・イ・ウを選択した方)

本書の提出前のおおむね1か月間の求職活動実績を記入してください。

※虚偽の内容を報告した場合は、10万円以下の過料を科すことがあります。

活動日	企業名等	所在地・電話番号	活動内容等
10/1 午前	ハローワーク松江	松江市向島町 134 番地 10 (22-8609)	求職者登録、職業相談及び求人応募(1社)
10/15 午後	(株)国宝松江城	松江市殿町 1 番地 5 (00-0000)	採用試験の受験及び面接(不採用)

### 【注意】

求職活動による教育・保育給付認定期間は3か月ですが、雇用証明書又は就労状況申告書の提出期限は2か月以内です。(求職活動中の保育時間は保育短時間)

- 例1) (新規入所) 求職活動を事由として4月1日に新規で入所する場合  
入所申込時に「求職活動状況報告書⑥」を提出してください。  
入所後、5月31日までに雇用証明書又は就労状況申告書(※1)を提出してください。  
提出できなかった場合は6月30日で退所となります。  
(※1)7月1日までの就労開始日が記載されていること。
- 例2) (継続入所) 保育所等を現在利用中の7月28日に離職する場合  
7月31日までに「求職活動状況報告書⑥」を提出してください。  
8月1日から保育時間が保育短時間になります。  
9月30日までに雇用証明書又は就労状況申告書(※2)を提出してください。  
提出できなかった場合は10月31日で退所となります。  
(※2)11月1日までの就労開始日が記載されていること。

### 【求職活動の主な適用条件】

求職活動は年度内に2回まで認定します。ただし、求職活動による認定後、就労で認定を受けてから離職した場合に限り、同年度内に2回目の認定を行います。

【例】「求職活動(1回目)」→「職業訓練」→「求職活動(2回目)」

…「職業訓練」の後に「就労」認定がないため「求職活動」の認定不可

※求職活動は世帯で特定します。父母がそれぞれ別の期間に求職活動で認定した場合は、年間2回の認定をしたこととなります。また、兄弟姉妹が既に求職活動で認定を受けている場合は、兄弟姉妹の有効期限までとなります。